

2014年1月14日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員3名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、高度な法的、医学的判断を要する場合等における判断の公平性、適切性の確保をはかっています。

2013年7月から2013年12月までの間に支払審査委員会を5回開催し、計22件の事案を審査しました。このうち、お支払いに該当しないと判断した事案は6件でした。

主な事案の概要は次の通りです。

審査した事案の概要（主なもの）

保険の種類	事案の概要
自動車保険 (人身傷害補償保険)	自動車走行中にコンクリート柵に衝突する単独事故をおこし、4日後に死亡した被保険者の死亡保険金の請求です。 調査確認等の結果、事故による外傷所見はなく、事故と死亡に因果関係がないものとして、 <u>お支払いに該当しないと判断しました。</u>
自動車保険 (人身傷害補償保険)	運転中に意識を失い隣家の塀に衝突し、死亡した被保険者の死亡保険金の請求です。 調査確認等の結果、死亡原因である非閉塞性腸間膜虚血は交通外傷によるものとはいえず、事故と死亡との間に因果関係がないものとして、 <u>お支払いに該当しないと判断しました。</u>
自動車保険 (人身傷害補償保険)	運転中に縁石に乗り上げガードレールに衝突する事故を起こし、入院した被保険者の傷害保険金の請求です。 調査確認の結果、治療を行っている「右被殻出血」は、事故による外傷とは判断できず、事故と傷害との間に因果関係がないものとして、 <u>お支払いに該当しないと判断しました。</u>
自動車保険 (人身傷害補償保険)	運転中時速10km程度の速度で建物外壁へ衝突し、死亡した被保険者の死亡保険金の請求です。 調査確認の結果、胸部大動脈瘤破裂により死亡したものであることから、事故と死亡との間に因果関係がないものとして、 <u>お支払いに該当しないと判断しました。</u>
傷害保険	三輪バイクで車道から歩道に上がる際に転倒し足を捻挫し、10日後に自宅で死亡した被保険者の死亡保険金の請求です。 調査確認等の結果、脳動脈瘤の破裂によるクモ膜下出血によって死亡しており、事故と死亡との間に因果関係がないものとして、 <u>お支払いに該当しないと判断しました。</u>